平成27年度第3回熊本県行政文書等管理委員会(H28. 3. 7)議事録

発言者	内容
事務局	閉会宣言 <u>会議次第</u> により概要を説明。
渡邊会長	会長挨拶
議題(1)行政文書の廃棄に関する意見の聴取について
渡邊会長	それでは、議事に入ります。 本日は、その他も含め議題が7つ準備されているようです。 まず、議題の(1)「行政文書の廃棄に関する意見聴取」について、事務局から説 明をお願いします。
事務局	<u>資料1</u> により議題(1)について説明。
渡邊会長	ただ今、事務局から議題1の「行政文書の廃棄に関する意見の聴取」について説明がありました。 今回は、平成27年度に保存期間が満了した行政文書ファイルで、廃棄対象ファイル数は約1万7千4百冊との説明でした。また、パブリックコメントによる県民からの意見の提出はなく、九州大学三輪教授を中心としたチームによる意見を整理したうえで、廃棄相当であるか否かがまとめられているとのことです。 事前に事務局から配付のあった一覧表へのお目通しが大変だったかと思いますが、歴史公文書となる可能性があるもの、又は判断がつかないものや疑問が残るものについて、委員の皆様から何か御意見はございませんでしょうか。
高濱委員	有識者の意見の欄に、「後日確認」とあるのは何でしょうか。
事務局	2月13日から15日にかけて行った有識者による現物確認で、有識者の確認が 終わらなかった行政文書ファイルについて、そのように整理しております。

金子委員	有識者意見聴取結果表にある保留意見を見ますと、県政情報文書課の「熊本女子大学問題懇話会」(No.1~No.5)や「女子大改革の流れ(議会・整備計画等)」は、廃棄保留されてよかったと思いますので、三輪教授もよく見ているという印象を持ちました。
	また、市町村課の「公共施設状況調査」は保留されていますが、表題があいまいです。名称の付け方について説明を加えて分かりやすくするよう指導していただきたいと思います。
	廃棄対象行政文書ファイルの72ページの統計調査課の「全国消費実態調査」は 電子保留と整理されています。電子データの取扱いも重要なのですが、どういう状況でしょうか。
	有識者意見聴取結果表の条件付廃棄は、統計データなどまとまったものがあれば廃棄可能とされているものがありますが、書庫等の保存先まで確認する必要があります。
	なお、廃棄保留した有識者意見の中に、東日本大震災の観点から保留としているものもありますが、その点は同感しました。
事 极 口	表題があいまいな点については、そういったことがないよう、引き続き指導してまいりたいと思います。
事務局	電子データのみの行政文書ファイルについては、有識者の現物確認が約千件以上終わらない中、電子ファイルの確認まで出来なかったものです。
高濱委員	廃棄対象行政文書ファイル一覧の各種委員会の64ページで、文化課の行政文書ファイル「試掘確認調査依頼」が廃棄相当と整理されています。行政文書ファイルの中身が依頼状等だけなら廃棄して構わないものですが、このファイルの内容は分かりますか。
事務局	原課に確認しないと行政文書ファイルの詳細な内容は不明ですので、これから文 化課に確認します。
金子委員	前回の委員会で、廃棄対象行政文書ファイルの「漁礁設置事業」について、将来有用な資料と指摘し、その有用性について原課への確認をお願いしたのですがいかがだったでしょうか。
事務局	原課の漁港漁場整備課に確認したところ、天草地域振興局で漁礁関係の資料を 保有しており、漁港漁場整備課において当該行政文書ファイルを廃棄しても問題な いということでした。
金子委員	別紙1の「有識者確認件数」で、廃棄対象ファイル数0の所属が、表の上から危機管理防災課、消防保安課、東京事務所、地域振興課・・・と続けてあります。本当に廃棄対象行政文書ファイルはなかったのでしょうかと危惧しております。こういった件数においても、文書管理への取組姿勢が表れるものです。
事務局	有識者への意見聴取等の手続がありますので締切を設定のうえ原課へ廃棄対象ファイル数の報告を依頼しますが、締切までに報告がなかったものです。 締切後に報告された原課の廃棄対象ファイルについては、次回以降の委員会で意見聴取を行う予定です。

金子委員	しっかり取り組まれるよう指導をお願いします。
事務局	了解しました。
渡邊会長	それでは、この一覧にある行政文書ファイルのうち、有識者の意見が「廃棄相当」とされたものについては、委員会の意見を「歴史公文書に該当しない」とし、廃棄にしてよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	それでは、そのように取り扱ってください。 なお、事務局は、誤廃棄が生じないよう、十分注意して廃棄してください。また、 今後、電子の行政文書ファイルの取扱いについて整理を進めてください。 これで、議題(1)は終わります。
事務局	先ほど質問がありました文化課の行政文書ファイル「試掘確認調査依頼」について原課に問い合わせたところ、担当班が不在のため内容について不明でしたので、後ほど確認のうえ回答します。
高濱委員	了解しました。
議題(2)行政不服審査法施行に伴う特定歴史公文書の利用手続に関する 事務処理要領に係る改正案について 議題(3)行政不服審査法施行に伴う熊本県行政文書等管理委員会異議申 立審議要領に係る改正案について	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。議題の(2)「行政不服審査法施行に伴う特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領に係る改正案」、それから議題の(3)「行政不服審査法施行に伴う熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領に係る改正案」については、行政不服審査法関連のため、続けて説明する必要があるようですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料2、資料3により説明。
渡邊会長	ただ今、事務局から議題2「行政不服審査法施行に伴う特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領に係る改正案」、議題3「行政不服審査法施行に伴う熊本県行政文書等管理委員会異議申立審議要領に係る改正案」について、行政不服審査法関連のためまとめて説明がありました。 行政不服審査法の施行に伴う改正に伴い、事務処理要領及び審議要領の本文及び様式の文言や教示を整理したということでした。 この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見はございませんでしょうか。

渡邊会長	原案のとおり当委員会で決定することしてよろしいでしょうか。 委員のみなさんよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	そのように決定させていただきます。 これで、議題(2)、議題(3)を終わります。
議題(4	4) 警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。 議題の(4)「警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取」について、 県警本部から説明をお願いします。
県警本部	それでは説明申し上げます。 <u>資料4-1</u> 、 <u>資料4-2</u> 、 <u>資料4-3</u> 、 <u>資料4-4</u> により説明。
渡邊会長	ただ今、県警本部から議題4の「警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取」について、説明がありました。今回は、平成21年12月から平成26年5月までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が廃棄となっているファイルの一部に対象を限定しており、別紙2の廃棄手続対象ファイル具体例一覧のとおり廃棄対象ファイル数は約6万4千6百冊で、所属別の一覧は別紙3のとおりとの説明でした。 なお、これまで行った手続として、警察本部文書管理係及び主管課において書面審査及び現物確認の査定を実施したということでした。また、パブリックコメントによる県民からの意見の提出はなく、有識者として公安委員会からも廃棄相当との意見が提出されたうえで、廃棄相当とまとめられております。 「資料4-2」、「資料4-3」、「資料4-4として警察本部警務課、刑事企画課、及び熊本北警察署の3所属の廃棄対象行政文書ファイル一覧を添付されております。 委員の皆様から何か御意見はございませんでしょうか。
荒川委員	県警察アーキビスト等による査定を行ったという説明でしたが、研修の受講をもってアーキビストと言うのでしょうか。それとも、今後、組織にアーキビストの配置を行うということでしょうか。
県警本部	3人の文書管理担当者のうち1名を研修受講させました。今後については、担当者に研修を受講させるとともに、アーキビストについてどうするのか検討してまいりたいと考えております。

高濱委員	研修は何日間実施されたのでしょうか。
県警本部	国立公文書館において5日間実施されました。
金子委員	国立公文書館の研修受講だけでアーキビストとは名乗れないと思います。必要な 科目を履修し論文試験を合格したものが名乗れる資格です。 警察業務の文書は珍しく、文書管理担当者を増やしてもらいたい。研修を受けた からといって十分なわけではなく、自分の業務に置き換えて考えなくてはならないと 思います。
荒川委員	誤廃棄が生じないよう別紙2のとおり「廃棄手続対象ファイル具体例一覧」を設けたという説明でしたが、具体例一覧に設定した線引きや基準が分かりません。 どのような判断基準で具体例一覧を設けたのでしょうか。
県警本部	警察本部において文書分類にかかる基準を制定していますが、保存期間満了時の措置が廃棄となるものについて、文書分類基準に容易に当てはまるものを選別しております。
荒川委員	日誌等についても廃棄するのでしょうか。
県警本部	日誌は、警察署や交番においてどのような電話があった等を記録した定例的なものであり、廃棄したいと考えております。
金子委員	水害における第一報が日誌に記録されていた事例が天草市でもありました。警察署や交番における第一報が記録される日誌は重要ではないでしょうか。
県警本部	大きな災害や事件等が発生した場合、対策本部を立ち上げまして、対策本部で別の書類に記録されることから、定例的なものである日誌については廃棄させて頂きたいと考えております。
金子委員	了解しました。
渡邊会長	別紙2の「廃棄手続対象ファイル具体例一覧」の23ページに行政文書ファイル 名の「交通違反集計月報」、「本庁集計月報」がありますが、年報もありますか。
県警本部	年報もありますが、今回の廃棄対象行政文書ファイルからは除いております。
渡邊会長	それでは、この一覧にある行政文書ファイルのうち、有識者の意見が「廃棄相当」とされたものについては、委員会の意見を「歴史公文書に該当しない」とし、廃棄にしてよろしいでしょうか。

委員一同	(同意の声あり)	
渡邊会長	それでは、そのように取り扱ってください。 なお、誤廃棄が生じないよう、十分注意して廃棄してください。 これで、議題(4)は終わります。	
議題(議題(5)警察本部における行政文書分類基準表の一部改正について	
渡邊会長	それでは、次の議題に移ります。 議題の(5)「警察本部における行政文書分類基準表の一部改正」について、県 警本部から説明をお願いします。	
県警本部	資料5により説明。	
渡邊会長	議題(5)は、警察本部における行政文書分類基準表の一部改正について説明してもらいました。 今回、法令の施行に伴い改正するものや、業務の運用要領の改正に伴い文書分類を変更するものや、整理基準の見直しに伴い新たに文書分類を追加するものとして、行政文書分類基準表を一部改正する内容となっております。 委員の皆様から何か、御質問・御意見はございませんでしょうか。	
荒川委員	「取調べの録音・録画」に関する業務について保存期間5年の理由は何でしょうか。	
県警本部	情報機材の関係から、保存期間を5年としています。	
金子委員	保存期間5年というのは、全国一律でしょうか。 また、別紙資料の中にある「録音・録画アカウント申請・交付」とは何でしょうか。	
県警本部	保存期間は、警察庁からの通知に基づき5年としておりますので、全国一律と思われます。 また、「録音・録画アカウント申請・交付」とは、取調べの録音・録画について見ることや聞くことができる権限を有する者は限定されており、取調べ記録へアクセスした者の記録を5年間保存するということです。	
金子委員	録音・録画はいつまで保存されるのでしょうか。	
県警本部	取調べの録音・録画について、記録媒体の原本を検察庁に送りますので、最終的には、検察庁で保存されることになります。	

渡邊会長	他に何かありませんでしょうか。原案のとおり当委員会で決定することしてよろしいでしょうか。 委員のみなさんよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	そのように決定させていただきます。 これで、議題(5)を終わります。
•	5) その他 手数料条例改正に伴う行政文書等の管理に関する条例の改正に係 る報告について 熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部改 正について
渡邊会長	それでは、報告として次の議題に移ります。議題の(6)「手数料条例改正に伴う 行政文書等の管理に関する条例の改正に係る報告」、「熊本県監査委員が保有 する行政文書の管理に関する規程の一部改正」について、事務局からまとめて説 明をお願いします。
事務局	資料6、資料7により説明。
渡邊会長	以上、1点目に、手数料条例改正に伴う行政文書等の管理に関する条例の改正に係る報告がありました。手数料条例に審査請求に係る写しの作成費用を規定するため、管理条例を改正するという報告でした。 2点目に、監査委員の行政文書管理規程で、保存期間満了時の措置の規定及び欄を整理するということでした。 この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見はございませんでしょうか。
渡邊会長	委員の皆様、了解ということでよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
渡邊会長	委員会として了解いたしました。 それでは、予定しました本日の議題については全て終了しましたので、議事進行 を事務局にお返しします。
事務局	事務連絡及び閉会宣言